

四條畷市総合教育会議（平成30年度第3回）
会議録

四 條 畷 市

1 平成30年8月29日 午後2時00分 四條畷市役所本館委員会室において、
四條畷市総合教育会議を開催する。

2 出席者

市	長	東 修平
教 育	長	森田政己
教育長職務代理者		山本博資
教 育 委 員		吉田知子
教 育 委 員		竹内千佳夫
教 育 委 員		小田みゆき

3 事務局出席者

教育次長兼教育部長	開 康成	総務部上席主幹兼	藤井道幸
危機統括監兼総務部長	西口文敏	都市整備部上席主幹	
総合政策部長	藤岡靖幸	子ども政策課長	溝口直幸
兼調整監		総合政策部次長	喜多計成
都市整備部長	亀澤 伸	兼政策推進課長兼主任	
子ども未来部長	森田 一	政策推進課事務職員	安田直由
教育部次長	上井大介		
兼学校教育課長			
教育総務課長	板谷ひと美		
教育部上席主幹(教育総務担当)	木村 実		
兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長			
兼教育センター長			
建設課長	足立 聡		
都市整備部上席主幹	脇水儀人		
施設再編室長兼課長	南森淳一		

4 会議録作成者

政策推進課事務職員	伊藤李恵
-----------	------

5 案件

- (1) 学校適正配置に向けた今後の取組みについて
- (2) 四條畷市いじめ防止基本方針の改定について
- (3) その他

<p>総合政策部長兼調整監</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第3回四條畷市総合教育会議を開催させていただきます。</p> <p>本日は、全員のご出席をいただいております。</p> <p>また本日は、8月2日の第2回会議に引き続き、学校適正配置に向けた今後の取組みなどについて、市長と教育委員で意見交換を行うため、お集まりいただきました。</p> <p>それでは、はじめに市長から挨拶を申し上げます。</p>
<p>市長</p>	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>公私何かとお忙しいなかお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は学校適正配置についての議論をメインにしながら、次第に沿うと、今般改定を行った四條畷市いじめ防止基本方針についても後ほど担当から説明し、意見交換を行っていきたいと思っています。</p> <p>平成29年1月に着任させていただいてから、1月25日の総合教育会議から始まり、3月1日、4月19日、7月4日、7月26日、11月21日、30年に入ってから3月29日、6月20日、先日の8月2日となり、今回10回めの総合教育会議となります。</p> <p>これまで種々意見交換を行ってまいりました。その間、公共施設劣化診断調査、南中学校敷地内活断層調査、アンケート調査、意見交換を重ねてきたところです。私自身、学校再編をトピックとした意見交換会を数えると、地域、保護者の方々、生徒、校長先生の皆さんとこの間53回、意見交換をさせていただき、地域との対話会を合わせると76回の意見交換を積み重ねてきています。</p> <p>このたび、直近の8月2日の総合教育会議後に教育長と私が地域に伺って会議で共有された内容を地域の方々にお示しし、意見交換を行わせていただきました。小学校でも各2回ずつ意見交換をさせていただいています。</p> <p>本日、午前中に教育委員会でご検討いただき一定の方針を導き出されたと伺っております。今日はその報告を受けつつ、時間の許す限り議論を重ねたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>総合政策部長兼調整監</p> <p>市長</p>	<p>ありがとうございました。市長、これ以降の進行をお願いします。</p> <p>それでは次第に従い進めます。</p> <p>本日、まずは地域との意見交換会と前回の会議後の取組み概要に関して担当部局から説明をお願いします。</p>

教育総務課長

この間の取組みとして、私からは、8月6日から23日にかけて行いました、四條畷小学校、南小学校、東小学校の地区代表者、育成会及び自主防災の方々並びにPTA役員の皆様に加え、区長会の皆様と実施しました意見交換会の概要をお知らせします。

この意見交換会は、8月6日に中野新町、7日に府営清滝住宅及び楠公地区、8日に清滝地区、9日に畑中地区、10日に美田地区及び東中野地区、13日に滝木間地区、16日に四條畷小学校、南小学校、東小学校のPTA役員の皆様、18日に川崎地区、19日に中野本町及び塚米地区、23日に区長会の皆様を対象に実施させていただきました。

合計13回の開催で、参加者は74人となりました。

では、意見の概要を地区関係者とPTA役員に分け、ご説明させていただきます。なお、詳細は配布の資料にカテゴリごとに整理しています。

まず、地区からは、事務局が抽出した1から7案それぞれの賛否はもとより、地域の発展や防災拠点がなくなることへの不安についてのご意見がありました。

また、活断層、土砂災害に関しては、発生率や災害の程度に関するご意見、四條畷小学校の活断層調査の必要性について、位置や構造を工夫して学校を建設してはどうかのご意見、また、保護者としては、子どもの安全を第一に検討するべき、活断層、土砂災害エリアにある学校に子どもを通わせるのは親として不安等のご意見がありました。

校区に関しては、地域のまとまりを踏まえた校区編成に関するご意見、自由校区制についてのご意見、また、すでに実施している事前転籍に反する案は困るとのご意見、通学距離を踏まえ、中学校の指定校変更を希望するご意見等がありました。

通学に関しては、通学路の安全対策の充実や強化についての要望、通学距離が長くなることについてのご意見、安全性を担保できない踏切横断に対するご意見がありました。

四條畷中学校への転籍に関しては、アンケートの実施時期や内容に対するご意見、バス通学に関するご要望に加え、転籍後の生活に支障を来している事例等があげられました。

配置に関しては、国道163号の南への学校、避難所の配置に関するご意見、小規模校に関しては、小規模校は解消する必要がある、統廃合はやむなしとのご意見がありました。

<p>教育部上席主幹 （教育総務担当） 兼学校教育課人権 教育・教科指導担 当課長兼教育セン ター長</p>	<p>小中一貫校、義務教育学校については、内容についてのご質問等があり、その他の意見としては、再編の時期に関するご質問、活断層調査やアンケート調査の結果を判断の要素にするべきではないとのご意見、個人ではなく育成会や保護者の意見を尊重すべきとのご意見など、多岐にわたるご意見をいただきました。</p> <p>次に、P T A 役員の皆様との意見交換会では、先般の大阪北部地震や大雨を経験し、東小学校の廃校はやむを得ないと考えるのご意見、適正配置を考えるのであれば、国道163号の南、J R 東側に学校がないのはバランスが悪いとのご意見、四條畷中学校の転籍に伴うバス通学に関するご要望、地区のまとまりを踏まえた校区再編に関するご意見、小中一貫校の内容についてのご質問に加え、再編後の通学やふれあい教室の入室に関するご要望等がありました。</p> <p>学校を会場とした地域関係者との意見交換会の概要について報告します。机上の学校を会場とした地域関係者との意見交換会概要をご覧ください。</p> <p>8月20日（月）から8月26日（日）にかけて、再編の対象となる四條畷小学校、南小学校、東小学校を会場として、平日の夜1回ずつ、土日の昼1回ずつ、合計6回の意見交換会を行い、参加者は延べ175人となりました。</p> <p>主な意見について、地区との意見交換会と同じカテゴリ別に報告します。</p> <p>まず1から7案に関しては、それぞれの案についての見解が示されました。</p> <p>次に、活断層、土砂災害については、活断層と土砂災害警戒区域を避けて地震に強い構造の学校を建てられないのか、といったご意見が多数ありました。</p> <p>校区については、校区選択制を望む意見、地区のまとまりを踏まえた校区編成に対するご意見、指定中学校の変更を望むご意見がありました。</p> <p>通学については、安心安全の観点から踏切横断、通学路の安全に力を入れてほしいといったご意見がありました。</p> <p>四條畷中学校への転籍については、補助や方法を含む通学、クラブ活動など学校生活についてのご意見がありました。</p> <p>配置については、国道163号の南側に学校を存続させる検討を</p>
--	--

<p>市長</p>	<p>行ってほしいというご意見がありました。</p> <p>最後にその他の意見では、今後の南中学校敷地の活用について、地域の防災拠点のあり方について、今後の方向性を決定する過程について、地域住民のご要望の反映についてご意見が寄せられました。</p> <p>ただいま担当部局から前回会議後の取組み概要の説明がありました。これを受けての今朝の教育委員会での議論はいかがでしたか。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは私からお答えします。</p> <p>午前中の教育委員会定例会では、4つの調査、5,000人アンケート、四條畷中学校での学校生活アンケート、南中学校敷地内活断層調査、公共施設劣化診断調査の結果に加え、11地区での地域の方との意見交換、PTA役員との意見交換、学校を会場とした6回の意見交換会、すべてを俎上に載せ、議論をしてみました。</p> <p>定例会の議論のはじめに、今後の学校再編を判断する重要な要素として、地区から多数のご意見をいただいている土砂災害警戒区域について、都市整備部に参画いただき、専門的な見地から説明を受けました。その結果、建設は可能であるが、100%安全とは言えないという内容でした。</p> <p>まず、教育委員会として先月の臨時会で2案、5案、6案を原則とする絞込みを行いました。地域を回るなかで南中学校敷地に活断層、土砂災害警戒区域をはずして学校を建ててほしいといった声をたくさん聞きました。</p> <p>1案、3案についての見解ですが、地域住民にとって、南中学校や東小学校が地域に根付き、コミュニティの拠点になっていること、心のよりどころ、身近な防災拠点としての学校であるという点で、それぞれの学校が果たしてきた役割の大きさを改めて認識しました。</p> <p>また、教育委員会が示した案では、163号より南、JRより東側のエリアに学校がなくなることについてのお怒りや不安について、多くのご意見をいただきました。この意見については十分理解できるところです。</p> <p>しかし、南中学校、東小学校は小規模校であり、土砂災害警戒区域であることに加え、先日の大阪北部地震において受けたダメージが想像以上に子どもたちに残っています。</p> <p>あの地震以降、いつ起こるかわからない地震に対する不安から、</p>

食事ができなくなったり、夜眠れなくなった児童がいると複数校から報告を受けています。それらの児童はスクールカウンセラーに相談し、現在、落ち着きを取り戻していると聞き及んでいます。

このような子どもの実態があることから、地域の方のお気持ちは十分理解しつつも、教育委員会としてはやはり、活断層のある敷地には学校を設置することは考えられない、そのことから、改めて地域から多数のご意見があった1案、3案は採用できないとの結論に至りました。

次に、3つの案から1つの案への絞込みに際しては、それぞれの案のメリット、デメリットを広い視野から議論を尽くしました。

2案についてでございます。

多くの児童が四條畷小学校に集中することから、児童間交流の広がり期待できる、急激に児童数、学級数が増えることへの不安、適正規模を上回る学校規模になることについては、メリットもあるがデメリットもある、163号より南に学校がなくなってしまう、校区が広いことから通学にかかる時間が長くなり、児童の通学に不安がある、このような意見が出されました。

5案についてでございます。

従前より教育委員会が喫緊の課題としてきた小規模校の解消が叶わない、現南小学校区、東小学校区の将来の人口増に対応している、163号より南に学校が残る、学校整備費用が他の案と比べ少なくソフト面を充実できる、人的措置を前提に小規模校のデメリットをメリットに転換していく取組みが必要、南小学校から四條畷中学校への進学であれば通学距離の不安が出ているので、西中学校に行かせてほしいとの意見がありました。

6案についてでございます。

東小学校区の児童が踏切を渡って登校する、従前より教育委員会が喫緊の課題としてきた小規模校の解消が叶わない、これは、中学校部分でのことです。

加配を意味する人的措置を前提に、小規模校のデメリットをメリットに転換していく取組みが必要である、将来的に小中一貫校が考えられるが、今の状況でこの計画は難しいのではないかと、このようなご意見がありました。

	<p>これらを総合的に判断して、教育委員会として原則5案が望ましいとまとめました。</p> <p>ただし、通学路の距離や利便性を踏まえ、校区のねじれが生じないことを条件に、南小学校の進学先を四條畷中学校から西中学校への変更を検討してはどうだろうか、中長期的な展望として南小学校を義務教育学校もしくは小中一貫校へという展望を持ってはどうか、そして最後に、南中学校敷地の跡地利用については、地域が活性化され大人も子どもも集えるようなコミュニティ機能を持った避難所となり得る施設設置を総合教育会議のなか、市長に具申していく、このようにまとめました。</p> <p>ここに至るまでに私から意見を述べたのですが、これが最終決定となりますがもう一度原点に立ち返り、慎重に考えたい。最終的に絞った5案と、もともと教育環境整備計画にあり、南中学校敷地を活用し、土砂災害警戒区域を外して小学校を建設する1案を決定前にもう一度比較検討したいということで、各委員に意見を求めました。</p> <p>1案は、委員からは小学校が建てられるのであれば安全面に配慮していきたい、また、この案であると、毎日子どもたちが過ごしていく際の心的不安はどうであろうか、南小学校の児童が踏切を渡って登校しなければならない、というご意見がありました。</p> <p>1案と比較した5案についてですが、通学距離が短い、中長期的なビジョンが描ける、人口増により小中一貫校の可能性が出てくる、ハード整備に係る概算費用も安く済む、従前より教育委員会が喫緊の課題としてきた小規模校の解消が叶わないのではないかという意見も出されました。</p> <p>教育委員会としては、以上の経過により原則5案が望ましいと考える、という結果になりました。</p>
市長	<p>午前中の定例会のご報告ありがとうございました。</p> <p>ご報告で、都市整備部による土砂災害警戒区域に関する説明があったということですが、改めてこの場でも説明を受けたいと思います。</p>
建設課長	<p>私から土砂災害防止法等についてご説明させていただきます。</p> <p>土砂災害防止法の概要A4判横書きの資料をご覧ください。</p> <p>こちらの資料は国土交通省が作成した資料を抜粋したもので非常</p>

にわかりやすいと思いますので、この資料をもとに説明します。

まず1ページをご覧ください。

土砂災害防止法の概要になります。この法律は、平成11年6月に広島県において甚大な土砂災害が起き、多くの尊い命が失われたことから平成13年4月に土砂災害防止法が施行されました。

この法律の主旨は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

国が指針を策定し、都道府県において基礎調査を実施したのち、土砂災害のおそれがある区域を指定しています。

次に2ページをご覧ください。

こちらは土砂災害の危険箇所数と整備箇所数の推移となっています。土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所は年々増加し続けている状況のなか、危険箇所対策工事により安全な状態にしていくには膨大な時間と費用が掛かることが見て取れます。

本市においても山地災害の防止として、権現川付近の治山ダム工事や南野地域において急傾斜地対策工事を大阪府により施工いただいている状況にありますが、大阪府域においても対策工事の必要箇所が多数あるため、法律で指定した区域で一定の行為の制限、警戒避難体制の整備など、国の指針に倣って、逃げる、凌ぐ施策であるソフト対策を推進している現状でございます。

それではそもそも土砂災害とはどのようなものであるかを次のページでご説明します。

土砂災害には大きく3種類あります。斜面が一瞬に崩れ落ちる現象の急傾斜地の崩壊、急な溪流を土砂が津波のように流れ下る土石流、滑りやすい地層を境にその上部の地面が動き出しゆっくりすべりおちる地すべりとなります。

これらの災害に対して危険の周知などソフト対策を打ち出していますが、土砂災害のおそれがある区域の指定についてご説明します。

次のページになります。

土砂災害により住民等の生命身体の被害が生じる恐れがある区域については、土砂災害警戒区域いわゆるイエローゾーンとしています。建築物に損壊が生じ住民に著しい危険のおそれがある地域につ

<p>市長</p> <p>建設課長</p>	<p>いては、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、この2種類の区域指定を行っています。</p> <p>警戒区域であるイエローゾーンでは、警戒避難体制の整備を図っていくとし、具体的には土砂災害ハザードマップの作成がこれにあたります。特別警戒区域であるレッドゾーンでは、特定開発許可、建築物の構造規制、移転支援などの一定の制限措置が図られています。</p> <p>これらの区域指定の基準がどのようなものであるかという次のページに示されています。</p> <p>土砂災害防止法の施行令第2条において、警戒区域であるイエローゾーンの区域指定の基準が示されています。たとえば、急傾斜地の崩壊であれば、傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域であるなど、また、土石流であれば土石流の発生の恐れのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域、また特別警戒区域であるレッドゾーンの指定については、土砂災害防止法の施行令第3条において、急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動により建築物に作用する力の大きさにより崩壊が生じるかが基準となっています。</p> <p>ここで注意していただきたいのは、一定の基準で指定しているので、指定された原因となった基準が解消しない限り、それぞれの区域が変更されることはありません。つまり、警戒区域、イエローゾーンは地形的な視点で指定していますので、土砂の流出等の対策工事を行ったとしても、土地の形状が変化しない限り、警戒区域は変化しません。</p> <p>特別警戒区域については、対策工事を行い、建築物に作用する力が小さくなれば、特別警戒区域の範囲が変更される可能性があります。これらの区域については、四條畷市では、平成30年4月1日現在で、土砂災害警戒区域、東小学校と南中学校が含まれる区域は、65箇所、土砂災害特別警戒区域は、58箇所が指定されています。</p> <p>以上、土砂災害防止法の説明について終わります。</p> <p>一点確認しますが、土砂災害の防止では、主にソフト対策を推進するということですが、土砂災害防止法関連で、土砂災害警戒区域内での公共施設の立地にかかる規制が存在するのかしないのか教えていただきたい。</p> <p>土砂災害警戒区域においては、情報伝達、警戒避難体制の整備の</p>
-----------------------	---

<p>市長</p>	<p>みとなっています。一定の構造規制はありません。</p> <p>わかりました。</p> <p>ただいま事務局からあった説明並びに午前中の教育委員会定例会で議論して定められた方向性などをもとに、意見交換を進めてまいりたいと思います。</p> <p>教育長からの説明に加えて各委員から補そくがあればお願いします。</p>
<p>山本職務代理者</p>	<p>午前中の教育委員会定例会でも申し上げましたが、意見交換会で、十数件、南中学校跡地において学校建設も含めて防災拠点を作ってほしいという要望があります。私自身も南中学校敷地においては、163号の南、JRの東側に施設等がなくなるので、ぜひ防災拠点をという考えを持っています。教育委員会として市長に要望を申し上げます。ご配慮いただけたらと思います。</p>
<p>市長</p>	<p>その他の委員から教育長の説明に補そくはありますか。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>午前中も申し上げたのですが、四條畷中学校の生徒が増えたと体感しています。マンモス化した時の学校の運営上のメリット、デメリットについて発言しました。</p> <p>結果的に5案として一つにまとまっていますが、2案に対して、四條畷小学校に東小学校、南小学校の生徒が通うため、保護者からマンモス化に対する不安が出ていたということで、2案はいくらハードである校舎を大きくしても心理的な不安があれば避けたほうがいいのではないかと述べました。</p> <p>四條畷中学校のマンモス化も、クラブ活動の制限などを考えると、中学校の定員見直しも考えられると思います。</p> <p>5案にしましたが、進学先への細かな配慮と地域の方からの意見を聞く必要があると思います。</p>
<p>市長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。その他の委員から補そくがあれば。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>午前中の定例会で5案を提案していますが、私は、学校教育を推進するうえで子どもたちにとってどうなのかが一番大事な観点だと思います。安全面の対応は物理的にできるが、心のケアは簡単にできるものではない。特に、子どもたちは学校での生活時間が長いので</p>

市長	<p>で、精神的な負担をかけさせたくないと思います。</p> <p>もう一つ、学校教育では、楽しい学校、笑顔、できる喜びも当然重要な要素になると思います。</p> <p>5案の場合、南小学校の小規模化により人的配置を最大限してあげるなど様々な工夫が必要になると思います。以上です。</p>
小田委員	<p>わかりました。ありがとうございます。その他の委員からは。</p> <p>いつも一番に考えるのは子どものことです。一番中心に考えなければいけないと思います。前回会議でも意見を言いましたが、イエローゾーン、活断層の敷地は避けるべきではないか。また、学校の建物だけではなく全体の敷地、グラウンド、それに付随する建物全体で考えると、イエローゾーンに入ると危ないのではないかという意見をしました。</p> <p>ただし、中学校や義務教育学校はかなり大きな敷地が必要ですが、1案の新小学校はどうかと意見したときは、建てられることは建てられるという意見をいただきました。そこに学校を建てるのは子どもに心の不安があると思います。</p> <p>1案だと踏切を使わなければならない。今まで近いところに通っていた子どもを遠いところへ行かせるのは申し訳ないし、保護者も子どもも通学距離が長くなるのが不安だと思います。</p> <p>それを考えると、5案の南小学校を小規模ですが存続させる。ゆくゆくは人口、クラス数が増えることもあり得るため、校区変更は難しいとは思いますが、川崎や楠公地区の子どもたちが南小学校に行けるのであれば、また数字でお示し願いたいと思いますが、ある程度小規模校が解消できるのではないか。</p> <p>これももう一つ難しいですが、南小学校から西中学校に行けるのであれば、西中学校と南中学校のバランスがよくなるのではないか。</p>
市長	<p>今、西中学校と南中学校とおっしゃいましたが。</p>
小田委員	<p>すみません、西中学校と四條畷中学校です。</p>
市長	<p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>教育長から一定の方向として、1から7案の種々の検討で5案が望ましい、と。その際に校区のねじれが起こらないことを前提に、地区によっては四條畷中学校に通っているところ、西中学校に通うということも考えられ得るのではないか。</p>

	<p>将来的に小中一貫校あるいは義務教育学校という展望もあり得るのではないか。</p> <p>南中学校の敷地はこれまで南中学校、東小学校が地域に根差してきた観点から、コミュニティの拠点、避難所となり得る施設を是非にというまとめをいただいたうえで、山本職務代理者から改めて防災拠点の話、吉田委員からは統合した時の大規模校化、竹内委員からは心のケア、楽しい学校生活という観点、小田委員からは1案から新小学校の建設もよいのではないかとというものもあるが、5案と比較した場合、心の不安、踏切の観点から1案と5案の場合だと5案を優先するというご意見をいただいたと思います。</p> <p>それでは今のお話を受けて、私もすべての意見交換会に出席していましたので、私からいろいろと伺っていきたくと思います。</p> <p>その前に事務局に数字の確認をしたいと思います。小田委員からあった5案とした場合、同一地区から同一小学校の考えのもと、今後の南小学校のクラス数の変化を教えてくださいたいと思います。</p>
<p>教育部上席主幹 (教育総務担当) 兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>今現在在籍している子どもたちが全員学校に通学する想定でお話しします。</p> <p>平成32年度から実施した場合、南小学校の在籍数が222人、クラス数は8クラス、33年度は226人、クラス数が8クラス、34年度は、257人、クラス数9クラス、35年度には255人、クラス数は9クラス、36年度は267人、クラス数は10クラスとなります。</p>
<p>市長</p>	<p>ありがとうございます。今の前提条件は、現行の南小学校に通っておられるところからどこの地域が。</p>
<p>教育部上席主幹(教育総務担当)兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>申し訳ありません。南小学校の人数に川崎地区、美田地区、塚米地区を編入していますが、現在、美田地区はくすのき小学校に通っているのです、その子たちはそこで卒業することを前提としており、美田地区からくすのき小学校に通っている子は除く、としています。</p>
<p>市長</p>	<p>わかりました。実際、意見交換会をさせていただくなかで、多数の保護者の方から、2、5、6案から5、6案になるのであれば、校区の見直しを考えてほしいという意見を切実にいただいています。</p>

<p>教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>私も同一地区から同一小学校に通いたいという地域の方々のご意見を認識していますし、特に小学生は地域で子育てをしていただいている、地域で見守っていただいているという側面が非常に強いので、岡山のように東西に広い地域もありますが、そういうところを除いて、可能であれば同一地区から同一小学校に通っていただくことが望ましいと考えています。</p> <p>通学距離の論点もたくさんあったので、事務局に数字を確認しますが、まず、現状の案、東小学校、南小学校、南中学校があつて、小学校あるいは中学校に通うにあたって、一番遠い距離がどこの地区か教えていただいていた方がいいでしょうか。</p>
<p>市長</p>	<p>まず、楠公1丁目、郵便局あたりを想定して、南小学校までが0.8km、東小学校については、四條畷神社のふもとから換算して0.8kmです。</p>
<p>教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>ちなみに中学校で一番遠いのはどこからですか。</p>
<p>市長</p>	<p>楠公1丁目から四條畷中学校までで2.3kmです。</p>
<p>教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>このまま聞きます。5案になった場合は、それぞれどうなりますか。</p>
<p>市長</p>	<p>5案になった場合は、一番遠くなると想定されるのが、畑中から四條畷小学校が1.2kmとなっています。</p>
<p>教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>さきほどの校区変更を考えない現行の5案で中学校から一番遠いのは。</p> <p>2.3kmです。</p>

<p>市長</p> <p>教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>もし地域の方のご意見があつて、西中学校を考えた場合、一番遠いのは。四條畷中学校だと思いますが。</p> <p>1. 8 kmになります。</p>
<p>市長</p> <p>教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>地域はどこですか。</p> <p>畑中です。</p>
<p>市長</p>	<p>ありがとうございます。現在、小学生で一番遠くから通われているのが0. 8 km、中学校の場合、一番遠い生徒で2. 3 kmをかけていっていただいていると。</p> <p>教育委員会が示した5案、そこで校区の一定の見直し、西中学校への進学も検討に入れた場合、小学生が1. 2 km、中学生が1. 8 kmになると。中学生においては、最大距離が500 m縮まりますが、小学生は長くなってしまふ状況かと思ひます。</p> <p>前提にしなければいけないのは、校区のねじれ、老朽化の改善は意見交換会ではほぼ意見がなく、そのとおりのところかと思ひますが、小規模校の解消は、保護者の方を中心にそのとおりのご意見もあれば、本当に必要なのかと問うご意見も比較的多くいただいたと思ひます。</p> <p>改めて、5案は小規模校が残っていることもあり、小規模校の解消をもう一度なぜ進めるのか、子どもの視点にとってどうなのか、教員にとってどうなのかをもう一度共有、伺いたいと思ひますが、どなたか。</p>
<p>教育長</p>	<p>まず、子どもの視点から抱えている課題として、1クラスの限られた人間関係で、子どもたちの集団のなかで一定の位置付け、固定観念が生じて、クラス内での立ち位置が固定化してしまう。</p> <p>その他、トラブルが生じた場合に、1学年から6学年までクラス替えによる入替えがないため、ずっとその状態に。非常に長い6年</p>

間、子どもは辛い思いをしていかなければならない。

また、これはよくいわれるのですが、少人数がゆえに切磋琢磨する場面がなかなか経験できない。それに伴って、競争心がないことで、特に運動会は見えていただいたらお分かりかと思いますが、学校行事での刺激が弱いと考えています。

中学校においても、今朝の定例会でも意見が出ていたのですが、小規模校が続くと部活動の種類が限られてしまいます。現に南中学校でも、いくつかのクラブが試合ができない人数になっていました。

教師からの視点では、中規模、大規模であれ、小規模でももちろんですが、学校という組織においては、先生方の仕事は授業を受け持っているだけではなく、それとは別に校務分掌という仕事を持たなければいけません。それはどの学校でも同じで、子どもたちの学校生活を楽しく、そして計画どおり教育課程を進める場合には、役割分担が必要になり教師たちで割っていかなければならない。小規模校ですと一人の受け持つ担当が増え、負担増になります。それに伴って先生方が複数の役割を持ち、会議に何度も出なければならず、なかなか自分の時間を持ちにくくなります。

そのなかでも一番の課題は、意見交換会でもお話ししましたが、教師が少ないことで、クラス数に準じて教職員定数が決まるので、6クラスだと担任の6人、校長、教頭、事務職員、養護教諭、担当外で1人、これだけで学校を運営していかなければならないことになります。支援学級を除いた数です。

それから、単学級ですと、先生方がすべて一人で担わなければならず、新しく入ってこられた先生、経験の浅い先生にとっては不安を抱えたままとなるため、教師の指導力について課題が出るのではないかと思います。

市長

ありがとうございます。竹内委員。

竹内委員

付け加えさせていただきます。

私自身が経験したことですが、小規模校である北出小学校と西小学校とを統合して、くすのき小学校が開設されたのですが、そのときの子どもたちの心の変化、活動の変化についてお話ししたいと思います。

1学年1クラスだと活動に限界があり、それが3クラスになると、クラス同士のクラスマッチ、競争が生まれるので、集団活動が全然違います。

<p>市長</p>	<p>子どもたちの張り合い、頑張ろうというやる気がすごく出てきた、子どもたちの変化が生まれてきたのではないかと。学校の活性化にもつながったのではないかとということをつけ加えさせていただきます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>意見交換会に出席させていただいて、特に実際に東小学校ないしは南小学校にお子さんを通わせている保護者の方々から、実感として1学年1クラスよりは複数クラスあった方がいいというご意見が複数あったと思います。教育長、竹内委員が仰ったとおり、改めてになりますが、小規模校は解消していかなければならないのを再認識したところです。</p> <p>それに加えて、5案で確認したいのですが、将来的には小中一貫校ないしは義務教育学校を検討するというので、意見交換会では、保護者の方から、義務教育学校は新しい制度なのですぐに適用していくのはどうなのかという、ご自分の子どもをそこに通わせるのに不安があるというニュアンスのご意見をいくつか私は受け取ったのですが、そのあたりの今後の展望に関して、すでに視察等、教育委員の皆様で行かれていると思いますが、保護者の方々の不安感に対してご意見ありますか。</p>
<p>小田委員</p>	<p>守口市のさつき学園に研修で行かせていただいたのですが、小中一貫校の成果として、上級生が下級生の見本になる意識が高まってよかったというのと、中学校に進学する時に一貫ですので、中一ギャップがみられない、緩和されたということや、先生たちが小中共同で実践する取組みが増えてよかった、小中学校の先生の間で協力して指導にあたる意識が高まったという意見がありました。</p>
<p>市長</p>	<p>今のご意見はメリット面ですが、教育委員会として、小中一貫校、義務教育学校について当然今まで研究を重ねてきていると思います。平成32年4月に再編整備を実施するにあたって、6案よりも5案を選んだ見解は。</p>
<p>山本職務代理者</p>	<p>教育委員会でも発言しましたが、私自身は小中一貫校あるいは義務教育学校について肯定的な評価をしています。全国的に見ても激増はしていませんが、各地で義務教育学校を何校か研究校のような形で作っていますので、今後の学校制度の流れで義務教育学校は増えていくと予想しています。</p>

<p>吉田委員</p>	<p>それと同時に、文科省に視察に行ったときに言われたのですが、学校再編統合の一つの方法として義務教育学校を設置するのはやはり問題があると、これは当然我々も認識しているところです。ただ、午前中も申し上げましたが、平成32年4月から本市において義務教育学校を開校するのは課題や実際のメリット等も含めてまだ十分に検証できていないと考えています。</p> <p>そのなかで、6案、5案を考えたときに、6案は早急に決めることがしんどいと、むしろそれよりも3つの課題を先行して解決するほうが先だと判断したと。3つの課題といっても、小規模校は5案では解消されていませんが、それはまた後ほどご議論していただけたらと思います。</p> <p>6案についてお話ししますが、義務教育学校を設置したとしても中学校の部が小規模化することで、活動に制限がかかってしまう。東小学校から踏切を越えて南小学校の区域に行くことについて、以前の計画の反省点が活かされていないという市民の方からのご意見もありました。それも考えて決めさせていただきました。</p>
<p>市長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>教育委員会として、小中一貫校、義務教育学校の将来的な整備は是だと。教育的効果は視察等も含めて感じているし、これまでの研究でわかっているけれども、今回の再編において早々に整備するのではなく、まだまだ研究する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>さきほど小田委員が仰った部分、土砂災害警戒区域、南中学校の敷地の活用について、午前中の教育委員会定例会の方向性では、地域のコミュニティ機能を持つ防災拠点の設置を、ということでしたが、やはり、私も地域の方々の意見を伺うなかで、163号以南、J Rより東側に学校が必要だというご意見、これは私がこれまで市長に着任して以来の意見交換で最も強いものだと認識しています。</p> <p>土砂災害防止の観点から設置してはいけないということではないので、中学校施設をイエローゾーンから避けた場合、面積的に厳しいとは理解しますが、小田委員も述べられたとおり、小学校自体を建てられないわけではないと認識しています。</p>

<p>教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>南中学校敷地内に小学校施設を建てていくこと自体は可能だという認識のもとで、5案と1案を比較すると5案がいいのではないかとということだと思えます。</p> <p>参考のために事務局に聞きたいのですが、1案の場合に、小学校の通学距離で、どこの地区からどこの学校へが1番遠くなるのでしょうか。</p> <p>1案についても楠公地区を参考にしており、郵便局付近から南中学校敷地への距離が1.1kmです。</p>
<p>市長</p>	<p>わかりました。ということは、5案の畑中地区から四條畷小学校が1.2kmと考えると、1案では最大距離がそこまで短くなるわけではないと思えます。</p> <p>1案は、小規模校が解消できるという5案にはない魅力があると私は認識しています。小規模校は解消していかなければならないと教育長あるいは竹内委員からご指摘いただいたところです。</p> <p>ここは大切な論点なので十分議論させていただきたいのですが、小規模校が解消できるという、喫緊の課題を解決できる魅力、また、地域から強いご意見があるにもかかわらず5案のほうがいいという理由を、もう一度詳細に教えていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>私が議事を進めるなかで、4人の教育委員から5案という案を出されました。</p> <p>教育委員にも参加いただいた、市長と一緒に回らせていただいた意見交換会で、南中学校の敷地に小学校をとという声もありました。</p> <p>先ほど市長が仰ったように、防災拠点としての学校という施設、みんなが慣れ親しんだところに防災拠点をというご意見が今までお聞きしたなかでも多かったのではないかと思います。</p> <p>ただ、教育行政を担っていて、学校配置を考えたときに、確かにこの位置に小学校をとというのも一つだと思いますが、次の段階の中学校を考えたときに、通学距離の話が出ましたけれども、四條畷中学校に行かなければならないこの案でいきますと、近いからと一部の生徒が西中学校に通学となったときは、やはりねじれが復活してくる。悩ましいと思いつながら話を振らせていただきました。</p> <p>教育委員からはいろいろとお答えいただきました。ご発言もいただけるかと思います。</p>

<p>市長</p>	<p>教育長からは、1案にした場合は、南中学校敷地内に建てられる新小学校に通うお子さんの教育的なことを考えて西中学校に行きたい願いを叶えるとすると、原点である校区のねじれが生じるのではないかということをお話しいただいたかと。</p> <p>その他のご意見は。吉田委員。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>1案ですが、ずっと考えてきているなかで踏切の問題があります。どうしても南小学校の方たち、今の区域の方たちが新小学校に行くには踏切を渡らなければならない。長い年月、踏切に関しての危険やどうにか対策できないかを考えてきましたが、今の段階では何も対策できないということで、南小学校の方たちが新小学校に通学するのは現実ではあり得ないと思います。</p> <p>そうすると今の東小学校の子たちが新小学校に通うこととなります。そうなったときには、さらに少ない人数での活動となります。安全で活動できる学校ができたとしても、南小学校の児童はそのまま南小学校に残って活動するかもしれない。そちらはよくわかりませんが、1案にしたところで新小学校に通うのは東小学校の子どもたちのみと考えられます。そういった問題点を考えています。</p>
<p>市長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>確認ですが、今の時点でも踏切を渡ってJRの東から南小学校に通っているお子さんがいらっしゃると思うのですが、そこと今の発言の整理、踏切は絶対だめと、今すでに渡っているお子さんもいるのではないかという意見が意見交換会でも出ましたが、そのあたりは。</p>
<p>教育長</p>	<p>私が把握しているのは、後戸川踏切で南小学校に行っている楠公の子どもたち、川崎もそうでしたかね。もう一つが米崎の踏切ですが、バイクが通ることはありますが後戸川踏切は車が通れない一方で、米崎の踏切は車の抜け道になっていて、歩行者と乗用車が混在している。おまけに、電車のトラブルがあるとなかなか開いてくれない、開かずの踏切と。このようなことはないと思いますが、踏切をくぐっていく者が出ないかと不安も抱えられている。あの踏切を通したくないというご意見をいただきました。</p>
<p>市長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>今渡っている踏切は車との交錯がなく、新小学校に通う場合の踏</p>

	<p>切と安全性に違いがある見解かと思えます。</p> <p>南小学校、東小学校と2小学校に分かれて通っておられる地域で、意見交換会で特に川崎地区から、もし、5、6案が残るなら、一つの小学校、南小学校に行かせてもらえないかというご意見がありました。</p> <p>今後のクラス数の推移が事務局から報告されましたが、塚脇のお子さんが今は南小学校、東小学校に分かれて通われていますが、南小学校から西中学校に通うということになった場合、踏切を渡ることになりませんか。</p> <p>通学路については、この案でということになれば地域の方々のご相談のうえ、適切な通学路を決めることとなります。</p> <p>ただ、特に塚脇の方々からは、中学生と違って小学生は集団登校なので踏切を渡るのは非常に危険だと。ただ、幸いにも歴史民俗資料館のあたりから北側にお住まいのお子さんたちは163号からJRを越えて南小学校に行くという方法もあります。</p> <p>これは、私がここを歩けばどうかと思いながら通学路を見させていただいたのを踏まえた意見です。</p> <p>あとは、いわゆる飛行機公園のあたりのお子さんたちは、今、南小学校に通っている後戸川踏切で、時間を決めて遮断機の下がない時間帯で保護者の協力のもと、登校していただいていると聞いており、工夫によって安全な通行が可能ではないかと思っています。</p>
<p>教育長</p> <p>市長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>今、お話しいただいたところだと、1案は、現行だと楠公から四條畷中学校までの2.3kmが一番遠い通学距離であるところ、校区を見直すと畑中からの1.8kmが一番遠い距離になると。中学校までの通学距離が遠いというご意見に対し、最大距離が少し縮小されるなかで、ただ、新小学校に通っていただいた場合、四條畷中学校、西中学校と校区がねじれることや、米崎の踏切で車が通る危険性から難しいのではないかというご意見かと思えます。</p> <p>それと、小規模校の解消という教育委員会の原則と照らし合わせても、通学距離であったり校区のねじれであったり踏切の危険性がそれを上回るのではないかと5人で協議されて決めたと私は受け止めているのですが、それ以外の論点があったのか、これらの論点を合わせて5案だったのか、プラス、土砂災害警戒区域で心的負担が続くという考えもあるかと思えます。論点は以上でしょうか。</p>

	<p>以上でよろしいですか、わかりました。</p> <p>踏切の議論では、PTA役員の皆様との意見交換で、通学路や踏切等々を渡る場合に保護者の方に見回りの順番が回ってきて共働き世帯への負担が増えるのではないかという懸念を感じるご意見があったと私は認識しています。</p> <p>今後、また事務局から説明があると思いますが、この5案となると教育環境整備計画と方向性に違いが出るので、学校適正配置審議会を設置のうえ議論されると思うのですが、5案と1案はどちらも非常にメリット、デメリットがあり、比較して5案にされたと。</p> <p>私は、たとえば、教育委員会が1つの案に絞るよりも、学校適正配置審議会で地域の保護者等々をメンバーに加えて、複数案のなかから1案に絞るのを審議会でお願ひする考えもあると思うのですが、それに対してご意見ありますか。</p>
教育長	<p>市長が仰るように、保護者の方からいろんな意見をいただいていますし、審議会には基本として合意に至った5案を諮問する予定ですが、そのなかで話題となっている1案をはじめ、他の5つの案との比較検討の経過も説明していきたいと思っています。</p>
市長	<p>もともと7つの案がありましたよね。教育委員会としては、校区変更であったり将来の展望であったり今の南中学校の敷地に対するご意見を付したものを合わせた新5案みたいなものに絞った過程を説明するとのことですが、ということは、審議会では他の案についても議論していただくことは排除していない、5案も含めて、やはり2案にもよさがあるといった形に立ち返ることもあるのかなのか。</p>
教育長	<p>我々としても、この5案で諮問させていただくことに変わりはありませんが、審議会には特に1案をはじめ、他の案との経過も説明しなければいけないと考えています。</p>
市長	<p>ちなみに学校適正配置審議会を設置して検討するとして、私はやはり委員は地域の方々であったり実際にお子さんを通わせておられる方を中心にメンバーにさせていただいてと考えていますが、そのあたりの認識は同じということよろしいですか。</p>
教育総務課長	<p>学校適正配置審議会のメンバーですが、条例によりまして関係市</p>

<p>市長</p>	<p>民団体を代表する者7人、学識経験を有する者4人、一般市民2人、学校関係者2人の合計15人で構成するということになっています。</p> <p>ただし、学校適正配置は、本市に育つ子どもたちの実情に即した内容であるべきと教育委員会として考えていますので、その子どもたちを見守る保護者のご意向を何よりも尊重したく、委嘱に関しては可能な限り配慮をしたいと思います。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>可能な限りの配慮というのは、可能な限り保護者であったり地域の方をとという理解でよろしいですか。</p>
<p>市長</p>	<p>はい、そのとおりです。</p>
<p>市長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>では、教育委員会はいくつかの条件を持った5案を一定の方向として出すけれども、絞り込んできた過程をしっかりお示ししていくと。そして、諮問のうえで種々ご意見を伺っていくと。</p> <p>当然、新5案についても変化があり得る議論をしていただくと。午前中の教育委員会定例会をもって一切動かないわけではないと認識していますが、その理解でいいですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>もともと教育環境整備計画は学校適正配置審議会で諮問して答申をいただき、それに基づいて進めてきたところです。</p> <p>私は、昨年の議会でこの計画に差異が生じた場合は、審議会での審議を行うとお答えしています。今日は我々の方向性が決定したので、付帯条件、付加していく部分はありますが、この案で諮問させていただいて、審議会の答申をもって教育委員会で審議していきたいと思います。</p>
<p>市長</p>	<p>わかりました。</p> <p>本日、教育委員会としてまとめられた意見に地域の方を中心に条例で定められた委員に議論いただいて、種々ご意見をいただいたうえでブラッシュアップする形になるということですね。</p> <p>今いろいろとご意見をいただいているなかで、午前中の定例会でのご意見として、中学校の進学先変更、四條畷中学校から西中学校にというご意見についても考えていくお話があったと思います。</p> <p>これについて、校区変更してほしいという意見もあれば、ころころ変わると地域に混乱が起きてしまうのでそう頻繁に変えてほしく</p>

<p>教育長</p>	<p>ないという意見もあったと思います。</p> <p>教育委員会として、四條畷中学校に通っておられるお子さんの一部を西中学校にというご意見にどう対応されるのか、どういうふうに地域の方とコミュニケーションをとられますか。</p> <p>該当地区におきましては、市長が仰ったようなご意見を私も聞きました。そのときに、地域の総意としてであれば検討をしていきたいと思ひます、とお答えをしています。</p> <p>その総意とはどういうことだというご意見もお聞きしました。たとえば、地域の育成会がまとめるにしても、育成会だけがその地域の総意かは地域ごとに異なると思ひます。地域、コミュニティとして取りまとめていただける何らかの方法を求めていきたいと思ひます。</p>
<p>市長</p>	<p>今のご説明だと教育委員会から働きかけをしていくと捉えたのですが。</p>
<p>教育長</p>	<p>今後の経過によると思ひますが、地区からご意見があったので、そういうふうに答えました。地域で取りまとめていただき、それを総意としていただければ私達も資料の一つとして検討していきたいと。午前中の定例会でもそのような意見が出ています。詳細は委員の皆さんと討議させていただきたいと思ひます。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>校区がころころ変わることに對しての保護者の不安は重々認識しています。やっとな四條畷中学校に通うことに決めてバスで通っておられるお子さんの保護者にとっては、また校区が変わるのかと不安に思われる方もいらっしゃると思ひますし、バスに乗って通ってみて不便を感じていて歩いて行けるところがいいと思ひてくださっている保護者もいらっしゃいますし、いろいろな意見があると思ひます。</p> <p>転籍は経過措置ですが、通っていただいてまだ1年経っていないので、冬になってからの通学も感じていただいてその意見をもって地域の方たちに意見を出していただけたらと思ひますし、そういうところに寄り添っていけたらいいなと思ひます。</p>
<p>市長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>ちなみに、事務局に伺いたいのですが、昨年までで四條畷中学校に通っておられたお子さんで一番遠い通学路、ようは現行の南中学校区を含まない通学路で一番の通学距離はおそらく岡山新池のあた</p>

<p>教育部上席主幹（教育総務担当）兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>りかと思いますが、距離はわかりますか。</p> <p>岡山新池付近を想定しており、1.6 kmです。</p>
<p>市長</p>	<p>もし、進学先の変更で西中学校に通学するとなったら、畑中の1.8 kmが四條畷中学校から一番遠いという場合で、もともと岡山新池付近で1.6 km、200 mぐらいの差であり、現行の楠公から2.3 kmをかけて通っていただいているのを考えると、地域間の差が少し減少すると認識しています。</p> <p>話が変わりますが、私としても教育委員会としても過去からこれまで広報活動、周知活動については基本的に市広報誌に総合教育会議のことを載せさせていただいたり、転籍に関することは学校からのプリント配布、意見交換会の開催についても区長にご協力いただいて回覧していただいたり、多様な伝達方法で周知を図ってきたつもりですが、意見交換会のなかでまだまだ知らない、伝わっていないというご意見があったのは一定事実かと思えます。</p> <p>今回、教育委員会として方向性を決めて、今後、どのように周知、伝達しようと思うのか、そのあたりを教えていただければと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>市長からの質問に対してですが、意見交換会で私たちは今まではこのようなことを知らされてこなかったというご意見がありました。市長、教育長が来ての意見交換会の取組みは非常に評価をしますというお褒めの言葉もいただいておりますが、今後、どのようになっていくか我々はわかるけれども、これから小学校に入学する子どもたちには知る術が限られるとのご意見もありました。</p> <p>従来から市広報誌やホームページでお知らせしていますが、それ以上に様々な媒体で周知する方法を考えなければならないと。具体的にそれが何かというのは難しいですが、今以上のことで何ができるのか、教育委員会の内部でも議論して、今の状態を上回る形を作っていきたいと思っています。</p>
<p>市長</p>	<p>今回については、市ホームページ、SNSはもちろんのこと、地区回覧、広報板、市広報誌等あらゆる方法を尽くしたと思っています</p>

	<p>すが、媒体による周知は限界があると思っています。</p> <p>なるべく可能な限りは伺わせていただいでのご説明や意見交換が一番重要ではないかと考えています。教育委員会としても引き続きこの段階、方向性が決まったところで留まるのではなく、しっかりご理解を得られる、我々が気付いていない点も尽くせる意見交換を引き続き考えていただきたいと私は思います。</p> <p>また、配置とは別ですが、南中学校からの転籍について、四條畷中学校から生徒数が増えたことでクラブ活動に制限がというご意見が複数ありました。</p> <p>吉田委員から、地域によって西中学校への進学が考え得るのであれば、人が減る可能性があるというお話があったかと思いますが、クラブ活動に制限がかかってしまっていることに対して打開策を考えておられるのか、見解を教えてくださいたいのですが。</p> <p>今のクラブ活動のあり方、特に四條畷中学校における生徒数が増えた状況での活動の考え方は、意見は様々と思います。</p> <p>これについては、ご意見いただいて学校ともすぐさま改善について協議しており、各クラブで顧問を通じて子どもたちと工夫をしていただいている状況です。教育委員会からも、隣の忍ヶ丘小学校のグラウンドを放課後等に、体育館も放課後の市民の方が使われる時間帯まで使えるよう調整させていただいていますが、今、ニーズがそこまでないと聞いています。</p> <p>しかし、限られた活動時間で充実した活動を考えた場合、面積があれば活動できますので、今後も他に何ができるか、学校にも投げかけながら改善を進めていきたいと思っています。</p>
<p>教育長</p> <p>市長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>せっかく生徒数が増えて活性化したメリットを活かしていくため、小中連携棟も完成したことですし、忍小学校の敷地も連携して活用していくことや、近くに市の施設である市民グラウンドもあり、たくさんのクラブが練習できることは子どもたちが生き生きと過ごすことにつながる重要な点だと思うので、配置の部分だけでなく、並行して議論を尽くしていただきたいと思っています。</p> <p>教育長、山本職務代理者からあった南中学校敷地のご意見についてです。</p> <p>地域との意見交換会でほぼ毎回伺わせていただいています。現</p>

	<p>在、施設再編室が主体となって公共施設再編に係る市民ワークショップを、市民20人の参画をいただいて実施しています。</p> <p>現時点で、学校適正配置審議会でも新5案の議論を尽くしていただく、そこでのご意見も重要になると思いますし、新5案が難しいという答申がある可能性も否定できません。</p> <p>なので、現時点で予断することは難しいですが、新5案、南小学校が存続し、南中学校、東小学校の廃校が学校適正配置審議会の答申を経て確定するのであれば、私は、必ず当該地域、163号以南、JRより東の地域に避難機能、防災拠点を必ず整備していくことは、市民ワークショップでのご意見も踏まえませんが、施設再編室にそれを含んだ案をしっかりと作るよう指示していくことをこの場で言わせていただきます。</p> <p>いずれにしても、学校適正配置審議会の答申を待たないと新5案で確定するのかわかりませんので、しばらく議論を見極めさせていただきたいと思います。</p> <p>私からたくさん質問しましたが、委員から言い忘れたこと、付け加えておきたいことがあれば、この際伺いたいと思います。</p>
吉田委員	<p>今の市長の言葉に対してですが、跡地利用に関して、可能であれば生涯スポーツができる体育館、広場など、耐震、土砂災害を考慮しながらでも避難所としても、スポーツ、生涯学習もできる施設を作っていただきたいと思います。</p>
市長	<p>わかりました。意見として受け止めたいと思います。ありがとうございます。その他。</p>
小田委員	<p>私も意見交換会によせていただきましたが、長い間、民生委員をさせていただいて、地域の避難場所や通行の安全確認などいろいろ活動したなかで、今回の地震で高齢の女性で足腰が悪い方が避難するといっても近くに避難場所がないのでじっとしているとか、馴染みのないところには行けないと。その人が仰った避難所は四條畷学園でしたが、滅多に行かないと。</p> <p>その地域の方は、いつ起こるかかわからない予想できない災害、特にここの最近怖いので、絶対に避難所が必要だと仰っていたのが心に残っています。</p>
市長	<p>ありがとうございます。</p>

お示しの意見も複数いただいています。普段から行っていない場所に行くのは心のハードルが高いという意見をいただきました。

吉田委員から生涯学習、スポーツという案がありましたが、普段から利用できる施設が考慮に入ってくるのかなど。これも市民ワークショップで十分議論していただきたいと思います。

他の委員はよろしいでしょうか。

午前中の定例会で3つの条件を考慮しながら5案とされたというお話をいただきました。都市整備部から土砂災害の説明を受けたうえで、地域から南中学校敷地内に学校をというご意見が多く、強いものである、これは疑いようのないことだと思います。そのうえで1案も俎上に載せて考えてくださり、比較検討したうえで、複数の理由で5案がいいのではないかとのご意見をいただいたところで

す。
私は、小規模校の解消を原則に掲げておられるなかで難しい判断が必要だったのではと思いますが、安全性にさらに踏み込み重要視された決断だと思います。それについては前回も言わせていただきましたが、まずは安全性が上回る部分を照らし合わせてそういう考え方もあるのではないかと思います。

5案についても、他の案と比べて施設整備費が一定抑えられるので、私は、予算、お金に関する発言は新鮮だと感じたのですが、お示しのとおり、財布が限られている以上、エアコンであったりパソコンであったり、それらに限らず子どもたちが授業を楽しく受けられる整備を行うことも5案に含まれる大きなメリットの一つだと思います。

見守りや防犯カメラの整備も、施設整備の費用が抑えられたらソフト事業として拡充できる要素だと思います。

ですからしっかりと地域の方とこの方向性も踏まえたうえでさらに議論していただいたり、校区での見守りの観点、安全性についてさらに精練していただきたいと強く要望させていただくとともに、防災拠点に関しては施設再編室を含めてしっかり整備していく方向で考えたいと思います。

ありがとうございます。

学校再編について他に何かあれば。

教育長

今日の教育委員会定例会で5案に決定しましたが、先ほどから意見としてあがっていた小規模校が1校残ることは苦渋の決断であったわけです。市内で南小学校、南中学校、東小学校の3校が小規模

	<p>校であるというのはいぶん長い間、課題でありました。</p> <p>そのなかで前に進めていかなければなりません、一度にできれば越したことはないものの諸条件による制約があるうえで5案に至ったので、小規模校のデメリットがメリットとなり得る形で教育委員会で何ができるのか、求められている先生方の勤務の軽減で教育を充実させる方法も探りながら、当面の間、南小学校の子どもたちが不自由な思いをしないように、我々もしっかりと注力していきたいと思います。</p>
市長	<p>ありがとうございます。その他ございますか。</p>
教育次長兼教育部長	<p>確認しますが、今回、教育委員会では5案に付記をさせていただきました。先ほど、市長が市民ワークショップについて触れられ、その議論を待つという話があったのですが、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の一部を成すのが今回の学校再編整備計画であると思っています。</p> <p>従いまして、今の話でいきますと、10月初旬にワークショップの一定の結論が出るということなので、我々としてはその結果を待つて再度合意のうえ進めていくという理解でよろしいでしょうか。</p>
市長	<p>10月3日に最終の市民ワークショップがあると記憶していますが、そこで方向性が出てくると思っています。それがまとまらなると教育委員会の合意事項のうち、付記の三つめが難しくなるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>市民ワークショップは全5回あり、20人の方にご参加いただいて、10月3日にワークショップとしての方向性を取りまとめられます。そこで、エリアごとの防災拠点を話していただき、今回の新5案の条件の3つめである、南中学校の敷地に防災機能をとという点を市民ワークショップでも確認されることで教育委員会の合意も有効になり前に進んでいく提案かと思えます。</p> <p>私としてはそれもそうですが、市民ワークショップは多くの意見を出していただき、議論を膨ませてもらっているので、当然その議論を尊重すると同時に、地域全体の防災を考えた場合、身近に避難所が確保されないことは市長として非常に厳しいと思っておりますので、市民ワークショップを待たずとも身近な避難所を一定整備していく考えのもと、教育委員会として前に進んでいただければと思いますがどうでしょうか。</p>

<p>教育総務課長</p>	<p>よろしいですか、事務局いいでしょうか。今の方向でいいと思います。その他ありますか。</p> <p>教育委員会から今後の取組みのスケジュールをお知らせします。本日、この総合教育会議で教育委員会がお示しした5案プラスアルファの形で前に進むことで市長との協議が整ったと理解しています。</p> <p>今後ですが、市議会あてこの内容をお示しするために早急に議会全員協議会の開催を申し出たいと考えています。</p> <p>なお、本日抽出の案につきましては、平成27年3月に策定した教育環境整備計画の考え方と差異が生じることとなりましたので、改めて学校適正配置審議会を設置し、審議をお願いしてまいりたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
<p>市長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明についてご意見等ありますか。</p>
<p>教育長</p>	<p>午前中の教育委員会定例会でも私から提案させていただいたのですが、平成32年を目標に再編を推進していきたいと考えています。</p> <p>教育環境整備計画は様々なジャンルを網羅されているのではないかと思います。今後は学校再編整備に特化し、以降、計画的に実施していかなければならない強い認識のもと、現整備計画から学校再編部分を切り離して、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の一部を成す学校再編整備計画として策定したいと考えています。</p> <p>教育環境整備計画にあるソフト面の取組みは、教育施策の最上位にある教育振興ビジョンに盛り込みつつ、詳細は個別計画にて補完していきたいと考えています。学校再編整備については、学校再編整備計画として策定していきたいと考えています。</p>
<p>市長</p>	<p>確認ですが、教育環境整備計画というと学校再編に加えて、教育環境はパソコンの整備といった幅広い内容を含むので、今の教育環境整備計画から学校再編を切り出して学校再編整備計画として策定していきたいという理解で良いでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい。</p>

市長	パソコンの整備などは教育振興ビジョン、教育大綱で規定していくと。
教育長	そういうことです。
市長	<p>それでいいかと思います。ありがとうございます。</p> <p>では、ただいま事務局からありましたが、学校適正配置審議会を設置のうえ、審議会委員に教育委員会で取りまとめられた方向性をご議論のうえ答申をいただきつつ、学校再編整備計画を策定していく。</p> <p>それが本市で策定を進めている公共施設に係る個別管理計画の一部を成していくという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>その他、学校適性配置全体で委員、あるいは事務局から付け加えがあれば。</p> <p>ないようですので、次第の一つめ、学校適正配置に向けた今後の取り組みについてを終わらせていただきます。</p> <p>次第に基づいて、次の案件、四條畷市いじめ防止基本方針の改定について、担当部局から説明します。</p>
子ども政策課長	<p>四條畷市いじめ防止基本方針の改定について報告します。</p> <p>四條畷市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを主旨とし、平成27年8月に策定したものです。</p> <p>この基本方針は、法により文部科学大臣が定めるいじめの防止等のための基本的な方針を参酌して定めることとされており、このたび当該方針が改定されたため、それに伴い四條畷市いじめ防止基本方針の改定を行いました。</p> <p>改定の経過は、先ず、教育委員会の附属機関であるいじめ問題対策委員会において、学識経験者、弁護士、臨床心理士等の専門的見地からの助言をいただき、庁内組織であるいじめ防止基本方針策定委員会により案を検討し、パブリックコメントを実施しました。</p>

パブリックコメントの結果は0件であり、その後、いじめ問題対策委員会と市長部局の附属機関であるいじめ問題対策連絡協議会での協議を経て、8月6日に改定となりました。

次に改定の内容について説明します。内容については、四條畷市いじめ防止基本方針（平成27年8月）の改定についての新旧対照表に沿って、要点を絞って説明します。

まず、新旧対照表の1ページの②です。

第1いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、
1 いじめの定義で、基本方針では1ページとなります。

これは、国の方針の改定に基づき、従来のいじめの定義に加え、けんかやふざけ合いであっても積極的な認知が必要との趣旨で追記を行いました。

次に、新旧対照表2ページの⑥（3）いじめへの早期対処で、基本方針では2ページとなります。

これは、法第23条第1項の趣旨をより明確にし、地域、保護者等の通報等の責務について明記するとともに、本市相談窓口の明確化を図りました。

次に、新旧対照表3ページの⑩（4）いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備で、基本方針では4ページとなります。

これは、今回新たに設けた項目であり、いじめに関する相談を受け付ける本市教育センターにおける相談窓口を明記しました。

次に、新旧対照表3ページの⑪（5）いじめに関する研修会の実施で、基本方針では5ページとなります。

これも、今回新たに設けた項目であり、いじめに関する研修会を教育委員会が実施するとともに、各校での実施を支援することについて明記しました。

次に、新旧対照表3ページの⑫2いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策（1）学校いじめ防止基本方針の策定で、基本方針では5ページとなります。

これは、国の方針の改定に基づき、各学校が策定した学校いじめ防止基本方針について、保護者や地域住民が確認できる措置を講じることが記載されました。

次に、新旧対照表4ページの⑬（2）いじめの防止等に取り組む学校の組織の整備【校内いじめ対策委員会】で、基本方針では5ページのとなります。

これは、国の方針により、校内いじめ対策委員会がより実効性のあるものとして機能するよう、3つの主な取組みについて明記しま

	<p>した。</p> <p>次に、新旧対照表5ページの⑯(5)いじめへの組織的な対処で、基本方針では6ページとなります。</p> <p>これは、法第23条第1項を明記し、よりいじめへの組織的な対処について明確化しました。</p> <p>次に、新旧対照表5ページの⑰(6)いじめの解消で、基本方針では7ページとなります。</p> <p>これは、国の方針の改定に基づき、新たにいじめの解消について明記しました。いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることとされ、1つはいじめに係る行為が3か月をめやすとして止んでいること、もう1つは被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、としています。</p> <p>しかしながらこれはあくまでも1つの段階にすぎず、再発の可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は日常的に注意深く観察することとしています。</p> <p>次に、新旧対照表5ページの⑱(2)教育委員会又は学校による調査で、基本方針では8ページとなります。</p> <p>これは、国の方針の改定に基づき、教育委員会又は学校による調査に関する対応について追記しました。</p> <p>最後は、基本方針の参考資料として、11ページ以降に、問題行動への対応チャートといじめに係る相談窓口一覧を新たに添付しました。</p> <p>以上がこのたびの四條畷市いじめ防止基本方針の改定内容です。</p> <p>ただいまの説明に関して委員から何かご質問ご意見等ございますか。</p> <p>私は特に新旧対照表⑩いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備で、今年度から組織機構上に位置付けた教育センターにおける相談窓口の強化、早期発見であったり頼っていけるところがしっかりあるところがいじめに立ち向かううえで重要だと思いますので、新旧対照表の⑩を含めて、早期対処、⑥の部分があつくなったことを含め、今回の基本方針が一歩進んだ対応になっていると認識していますが、特に学校部分について、委員から何かご意見は。</p>
市長	
吉田委員	<p>フローチャートの校区内ネットワークで、地域コーディネーターは入らないのですか。</p>

市長	ページ数でいくと。
吉田委員	基本方針18ページ下の校区内ネットワークです。地域コーディネーターは入ってこないと。
市長	校区内ネットワークのところですね。これは事務局ありますか。
子ども政策課長	今回掲載のフローチャートは、12ページの一番上に書いてあるように、大阪府教育庁が作成した、あくまで例示の参考資料となっており、一般的なイメージとして記載しているので、地域の現状に応じて地域コーディネーターを入れることは可能と考えます。
市長	あくまで本編の参考資料として大阪府教育庁の資料を掲載しているため、コーディネーターが記載されていないということですね。わかりました。
教育長	<p>新旧対照表3ページの⑫学校いじめ防止基本方針の策定について、これは毎年学校で見直し、改訂していますが、今回は容易に確認できる措置ということが書いてあり、保護者の方あるいは子どもたちに知っていただかなければならないと思っています。</p> <p>この文言は非常に大切に、今後、教育委員会としても現場に指導していきたいと思っています。</p>
市長	そうですね、せっかくいいものを作っても知ってもらえないと意味がないので、しっかり周知していきたいと思っています。
山本職務代理者	<p>どこかに書かれているのかと思いますが、新旧対照表の⑧市のいじめ問題対策連絡協議会の事務内容について、旧では2その他いじめ防止等のための対策をするために必要な事項に関し、連絡及び協議を行うことと書かれていますが、この部分が改定後では削除されています。</p> <p>この内容は別のところで規定されているということでしょうか。それとも情報交換のみで、協議を行うことは削除されたということでしょうか。</p>
子ども政策課長	削除してなくなったということではなく、今回の改定において、いじめ問題対策連絡協議会について所掌範囲が広いので、簡単にま

<p>市長</p>	<p>とめさせていただきました。どこに書いてあるかといいますと、そもそも条例でいじめ問題対策連絡協議会はいじめの問題対策の連絡及び協議を行うとなっているので、条例に書いています。</p> <p>情報交換等の等で読んでいるということですね。条例上では記載されているということですが、一部文言を簡略化したということです。</p> <p>その他委員からありますか。よろしいでしょうか。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>私もわからない点を探しましたが、児童虐待であれば通報の義務があったと思います。いじめを発見した場合、いつどこで起こるかわからないと思いますが、通報の義務があるのかどうなのか。</p> <p>もう1点は、学校で起こるいじめ問題に関してふれあい教室もそれぞれにあるので、ふれあい教室との連携は一体どうなるのかなど。</p>
<p>子ども政策課長</p>	<p>まずは、いじめの通報の義務ですが、先ほど申しましたいじめ防止対策推進法の第23条第1項に基本方針では3ページに条文を載せています。</p> <p>第1項に学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする、となっており、その下に本市の対応を載せさせていただいており、相談を受けた方は学校または在籍する学校が分からない場合は教育相談室に通報していただくと適切な対応が取れる形になります。</p>
<p>市長</p> <p>教育部上席主幹 (教育総務担当) 兼学校教育課人権 教育・教科指導担 当課長兼教育セン ター長</p>	<p>ふれあい教室については。</p> <p>ふれあい教室についてお話しします。</p> <p>もちろん、学校の中にふれあい教室がありますので、学校とふれあい教室と生活を切り分けているわけではなく、学校生活で起こったことがふれあい教室でも起こることは十分あり得ます。</p> <p>そのことを鑑みて、ふれあい教室の先生としっかりと連携していくことは当然だと考えています。情報交換をするなかで、児童にとって不利益が出ないよう学校にも連携していくよう指導したいと思っています。</p>

市長	<p>その他の委員、よろしいでしょうか。</p> <p>四條畷市いじめ防止基本方針の改定がありました。 策定しただけでは実質的な効果がありませんので、しっかり活かしていけるように全庁的に、学校現場においても取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>全体を通しまして何か補そく等ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、次第3、その他もご意見がないようであれば、これをもって終わらせていただきたいと思います。</p> <p>平成30年度第3回四條畷市総合教育会議を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。</p>
----	--